

地域医療環境等及び市立病院機能等検討協議会設置要綱

令和 8 年 9 月 1 日
告示第 6 6 6 - 2 号

(設置)

第 1 条 本市の地域医療提供体制を安定的に継続するため、地域医療環境等及び市立病院機能等の検討を進めるに当たり、外部有識者等の多角的な意見等を聴取し参考とするため、地域医療環境等及び市立病院機能等検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について意見交換をする。

- (1) 地域医療環境等の将来動向を見据えた地域医療の提供体制の在り方に関する事項
- (2) 前号を踏まえた市立病院の役割や機能の在り方に関する事項
- (3) 地域医療提供体制を安定的に継続するために解決すべき課題と解決に向けた選択肢に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要な事項

(委員の構成等)

第 3 条 協議会は、委員 1 1 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者等
- (2) 地域医療関係者
- (3) 地域住民代表
- (4) 企業経営者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、市長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(ウェブ会議方式による出席)

第7条 会長が必要と認めるときは、委員は、ウェブ会議方式（インターネットを通じた映像及び音声の送受信により各委員の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方式をいう。）により、会議に出席することができる。

(関係者等の出席)

第8条 会長は、協議事項に関し必要があると認めたときは、当該事項に精通した関係者等の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 協議会の関係者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康推進部健康づくり課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。